

07-23-2001

TO THE ASSISTANT COMMISSIONER (SIR: PLEASE RECORD THE ATTACHED



EOF.

1. NAME OF CONVEYING PARTY(IES)

1. Research Development Corporation of Japan

101787334

7-17-01

ADDITIONAL NAME(S) OF CONVEYING PARTY(IES) ATTACHED? ☐ YES ☒ NO

2. PARTY(IES) (ASSIGNEE(S)) RECEIVING INTEREST:

NAME: Japan Science and Technology Corporation

ADDRESS: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi, Saitama-ken, Japan

ADDITIONAL NAME(S) & ADDRESS(ES) ATTACHED? ☐ YES ☒ NO

3. NATURE OF CONVEYANCE (DOCUMENT):

(Submit herewith only one document for recordation—multiple copies of same Assignment signed by different inventors is one document)

☒ ASSIGNMENT OF ☒ WHOLE ☐ PART INTEREST
☐ ORIGINAL ☐ FACSIMILE/PHOTOCOPY
☐ CHANGE OF NAME ☐ VERIFIED TRANSLATION
☐ SECURITY ☐ MERGER ☐ OTHER:

EXEC. DATE: October 1, 1996

EXECUTION DATE(S) ON THE DECLARATION IF FILED HERewith: (NOTE: IF DATES ON DECLARATION AND ASSIGNMENT DIFFER SEE ATTY!)

4.5 APPL. NO.(S) OR PAT NO.(S). OTHERS ON ADDITIONAL SHEET(S) attached? ☐ YES ☒ NOA. PAT. APP. NO.(S)
series code/serial no

M#

1st INVENTOR
if not in item 1

B. PATENT NO(S)

M#

1st INVENTOR
if not in item 1

5,278,433

258594

MANABE et al.

5. Name & Address of Party to Whom Correspondence
Concerning Document Should be Mailed:

Pillsbury Winthrop LLP
Intellectual Property Group
1600 Tysons Boulevard

McLean, VA 22102

5.5 ATTY DKT:

P 258594

F99-175-USdiv

6. NUMBER INVOLVED:

APPLNS 0 + PATS 1 = TOTAL

1

7. AMOUNT OF FEE ENCLOSED: (Code 581)

ABOVE TOTAL x \$40 = \$40

8. IF ABOVE FEE IS MISSING OR INADEQUATE CHARGE
INSUFFICIENCY TO DEPOSIT ACCOUNT NUMBER: 03-3975

UNDER ORDER NO

31317

258594

MATTER NO.

CLIENT REF.

dup. sheet not required

CLIENT NO.

MATTER NO.

9.

Signature

Attorney: Gregory P. Brummett

Reg. No. 41646

Date: July 17, 2001

Atty/Sec: GPB/csg

TEL: (703) 905-2024

FAX: (703) 905-2500

10. Total number of pages including this
cover sheet, attachments and document
(do not file dup. Cover sheet)

48

FILE WITH PTO RETURN RECEIPT (PAT-103A)

07/20/2001 DBYRME 00000158 5278433

01 FC:581

40.00 DP



March 31, 1996 Sunday OFFICIAL GAZETTE

OFFICIAL GAZETTE

(Extra Issue)
Published by the Printing Bureau,
Ministry of Finance

CONTENTS

.....
(omitted)
.....

The Japan Science and Technology Corporation Law (27)

.....
(omitted)
.....

.....
(omitted)
.....

LAW No. 27

THE JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION LAW

CONTENTS

Chapter I General Provisions (Articles 1-10)
Chapter II Officers (Articles 11-23)
Chapter III New Technology Council
(Articles 24-29)
Chapter IV Business (Articles 30-34)
Chapter V Financial Affairs and Accounting
(Articles 35-45)
Chapter VI Supervision (Articles 46 and 47)
Chapter VII Miscellaneous Provisions
(Articles 48-51)
Chapter VIII Penal Provisions (Articles 52-55)
Supplementary Provisions

Chapter I General Provisions

Article 1 (omitted)

.....

Article 3 (Corporate Entity)

The Japan Science and Technology Corporation
(hereinafter referred to as the "CORPORATION")
shall be a corporation.

Article 4 (omitted)

.....

Supplementary Provisions

Article 1 (omitted)

.....

**Article 8 (Dissolution of Research Development
Corporation of Japan, etc.)**

The Research Development Corporation of Japan
shall be dissolved at the time when the CORPORATION
comes into existence, and simultaneously therewith,
the CORPORATION shall succeed to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan.

.....

(omitted)

5278433

7-26-9

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the register of Japan Science and Technology Corporation (*Kagaku Gijutsu Shinko Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997


Katsumi SUGIURA

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Kaihatsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997

A handwritten signature in cursive script, reading "Katsumi Sugiura", with a long horizontal flourish extending to the right.

Katsumi SUGIURA

DECLARATION

I, Katsumi SUGIURA, a citizen of Japan,
residing at 3-166-1, B-102, Mukaikogane,
Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, do solemnly and
sincerely declare:

that I am well acquainted with the Japanese
language and English language,

that the accompanying Japanese language
document is a true photocopy made by me of portions
of the Official Gazette issued on March 31, 1996,
and

that the attached English version is a
translation made by me of the substantial portions
of said copy of the Official Gazette relevant to
the fact that the Japan Science and Technology
Corporation (*Kagakugijutsu-Shinko Jigyodan*)
established on October 1, 1996 under the provisions
of LAW No. 27 has succeeded to all rights and
obligations of the Research Development Corporation
of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*) under Article 8(1)
of the Supplementary Provisions of said LAW.

Dated this 2nd day of February, 1998

A handwritten signature in cursive script, reading "Katsumi Sugiura", written in dark ink.

Katsumi SUGIURA

官報

(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

[法律]

- 皇室経済法施行法の一部を改正する法律(八)
- 国立学校設置法の一部を改正する法律(九)
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一〇)
- 恩給法等の一部を改正する法律(一一)
- 地方税法等の一部を改正する法律(一二)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律(一三)
- 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(一四)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(一五)
- 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律(一六)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律(一七)
- 平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法(一八)

三

三

三

三

三

三

- 関税定率法等の一部を改正する法律(一九)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(二〇)
- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律(二一)
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(二二)
- 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(二三)
- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律(二四)
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律(二五)
- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律(二六)
- 科学技術振興事業団法(二七)
- らい予防法の廃止に関する法律(二八)
- 平成八年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(二九)

[政令]

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令の一部を改正する政令(七九)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令(八〇)
- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令(八一)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(八二)

九

二五

二六

二九

三

二五

二六

二七

二七

二九

- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(八三)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令(八四)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令(八五)
- 消費税法施行令の一部を改正する政令(八六)
- 住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令(八七)
- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令(八八)
- 平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法施行令(八九)
- 沖縄の復興に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(九〇)
- 沖縄振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令(九一)
- 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(九二)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(九三)
- らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する政令(九四)
- 平成八年度における被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法施行令第一号第三十二号に規定する物価スライド率の特例に関する政令(九五)

[省令]

- 関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令(大蔵二四)
- 住宅金融公庫法施行規則等の一部を改正する省令(大蔵・建設一)

二九

二五

二六

二九

二六

二五

二六

二七

二七

二九

二九

- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部八)
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(同九)
- らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令(厚生二二)
- 踏切道の保安設備の整備に関する省令の一部を改正する省令(運輸二七)
- 踏切道の立体交差化及び構造の改良に関する省令の一部を改正する省令(運輸・建設三)
- 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令(自治一五)

[告示]

- 関税暫定措置法第八号の四第一項に規定する限度額等の平成八年度における額又は数量を定める件(大蔵一〇〇)
- 輸入数量を基準とする特別緊急関税に係る平成八年度における輸入基準数量を定める件(同一一)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準となる数量を定める件(同一二)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

5

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

大藏大臣	久保	垣
建設大臣	中尾	榮一

第六
第七
第八

監督（第四十六條・第四十七條）
 准則（第四十八條・第五十一條）
 罰則（第五十二條・第五十五條）

3 政 府

を受けて、その資本金を増加することが

4 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができ、5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする、6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める、7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、事業団に出資しようとするときは、第三十条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文獻情報提供業務」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする、

（出資証券）
第六条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する、
2 出資証券は、記名式とする、
3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める、
（持分の払戻し等の禁止）
第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない、
2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない、
（登記）
第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない、
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない、
（名称の使用制限）
第九条 事業団でない者は、科学技術振興事業団という名称を用いてはならない、
（民法の準用）
第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する、

（役員）
第二章 役員等
第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事二人、理事七人以内及び監事一人を置く、

（役員の職務及び権限）
第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する、
2 専務理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う、
3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行う、
4 監事は、事業団の業務を監査する、
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣（第五十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）に意見を提出することができ、
（役員等の任期）
第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する、
2 専務理事及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（役員等の任期）
第十四条 理事長及び専務理事の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする、
2 役員は、再任されることができ、
（役員等の欠格事項）
第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない、
一 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く）、
二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の権限又は支配力を有する者を含む）、
三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の権限又は支配力を有する者を含む）、
（役員等の解任）
第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

第三章 新技術審議会
（設置）
第二十四条 事業団に、新技術審議会（以下「審議会」という。）を置く、
（権限）
第二十五条 次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない、
一 新技術の開発に関する基本方針を決定するとき、
二 開発を実施すべき新技術を選定するとき、
三 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき、
四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するとき、
審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の実施に関する専門的事項のうち重要なものを審議することができ、
（組織）
第二十六条 審議会は、委員二十五人以内をもつて組織する、
2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する、
3 会長は、会務を総理する、
4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない、
（委員の任命）
第二十七条 委員は、科学技術に関し半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（委員の任期）
第二十八条 委員の任期は、二年とする、
2 委員は、再任されることができ、
（準用規定）
第二十九条 第十六条第二項及び第三項並びに第二十二條の規定は、委員について準用する、
第四章 業務
（業務の範囲）
第三十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う、
一 科学技術情報を収集し、分類し、整理し、保管し、又は提供するほか、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、
二 職務上の義務違反があるとき、
3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない、
（役員等の兼職禁止）
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない、ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない、
（代表権の制限）
第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない、この場合には、監事が事業団を代表する、
（代理人の選任）
第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ、
（顧問）
第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基幹的事項に参画させるため、顧問を置くことができる、
2 顧問は、半職経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する、
（職員等の任命）
第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する、
（秘密保持義務）
第二十二条 役員、顧問若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第三十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない、
（役員等の公務員たる性質）
第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす、

二 研究交流に関し、次に掲げる業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る)を行うこと。

イ 外国の研究者の受入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣、研究会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。

ロ 科学技術に関する試験研究を行う者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)についてあつせんする業務。

ハ 科学技術に関する試験研究を行う者に対し、試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資料及び設備を提供する業務(科学技術庁の所掌事務に係るものに限る)を行うこと。

ニ 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

ホ 新技術の創製に資することとなる初期段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

ヘ 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施し、その成果を普及するほか、新技術の開発について企業等にあつせんすること。

ヘ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

二 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行うこととするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(開発の委託等に関する認可)

第三十三条 事業団は、企業等への委託により新技術の開発を実施しようとするときは、開発を実施しようとする新技術及び開発を委託しようとする企業等の選定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(関係機関との協力)

第三十四条 事業団は、第三十条第一項第一号に掲げる業務を行うに際しては、できる限り、国立国会図書館その他の関係機関の文庫及び資料の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しなければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(書類の送付)

第三十八条 事業団は、第三十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第三十九条 事業団は、文獻情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文獻情報提供勘定」という)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(文獻情報提供勘定においては、当該勘定に係る残余の額に政府で定める率を乗じて得た額以上の額)は積立金として整理しなければならない。

二 事業団は、文獻情報提供勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

三 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十三条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第四十六条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

二 銀行その他内閣総理大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十三条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

第四十六条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

(解説)

第四十九条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文獻情報提供助定に属する額に相当する額を文獻情報提供助定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により一般助定に係る各出資者に分配することができるときは、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第五十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十三条、第十六条第一項、同条第二項及び第三項(第二十九条において準用する場合を含む)、第二十条第二項並びに第二十七条に規定する権限については、この限りでない。

(関係大臣との協議)

第五十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。以下同じ)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条第二項、第三十条第二項、第三十二条第一項、第三十六条、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項ただし書並びに第四十三条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十七条第一項及び第四十四条の規定による承認をしようとするとき。

三 第四十二条第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十二条第二項、第四十三条及び第四十五条の規定により総府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、第三十三条の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第八章 罰則

第五十二条 第二十九条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第八十一条の規定に違反して登記することを行つたとき。

三 第三十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第四十六条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、たゞし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本科学技術情報センターの解散等)

第六條 日本科学技術情報センター(以下「センター」という。)は、事業団の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度は、センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、文獻情報提供業務又は事業団のその他の業務に相当する業務で、日本科学技術情報センター法(昭和三十三年法律第八十四号)第二十二條第一項の規定により従前センターが行うこととされていたもののそれぞれに必要資金に充てられたため政府からセンターに対して出資された金額として内閣総理大臣が定める金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府から事業団に文獻情報提供業務又は事業団のその他の業務に必要な資金に充てられたものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府以外からの出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し当該政府以外からの者から事業団に文獻情報提供業務に必要な資金に充てられたものとして出資されたものとする。

6 センターが発行した出資証券の上に存在する質権は、第六條第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(持分の払戻し)

第七條 前条第五項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求があつたときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(新技術事業団の解散等)

第八條 新技術事業団は、事業団の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、新技術事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文獻情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てられたものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第九條 附則第六條第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

- (1) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken
- (3) Matters Concerning Officers:
- (4) Chief Director: Moritaka NAKAMURA
- (5) Address: 89-8, Motomura-cho, Asahi-ku, Yokohama-shi,
Kanagawa-ken
- (6) Cause and date of creation of this registration paper:
Establishment
- (7) Registered on October 1, 1996
- (8) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (9) Other Matters:
- (10) Capital:
- (11) Capital:
- (12) Changed on December 20, 1996 (Registered on January 8,
1997)
- (13) Capital:
- (14) Changed on December 25, 1996 (Registered on January 17,
1997)
- (15) Capital:
- (16) Changed on January 27, 1997 (Registered on February 6,
1997)
- (17) Capital:
- (18) Changed on January 30, 1997 (Registered on February 17,
1997)
- (19) Capital:

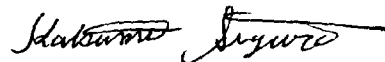


- (20) Changed on February 27, 1997 (Registered on March 11, 1997)
- (21) Capital:
- (22) Changed on March 21, 1997 (Registered on April 7, 1997)
- (23) Capital: 230,885,927,100 yen
- (24) Changed on March 25, 1997 (Registered on April 7, 1997)
- (25) Name: Japan Science and Technology Corporation
- (26) Branch Office: 5-3, Yonban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo-to
- (27) Established on October 15, 1996 (Registered on October 17, 1996)
- (28) Branch Office:
- (29) This is a certified copy of the register.
- (30) July 3, 1997
- (31) The Urawa Legal Affairs Bureau
- (32) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

DECLARATION

I, Katsumi Sugiura, a Japanese citizen of 3-166-1, B-102, Mukaikogane, Nagareyama-shi, Chiba-ken, Japan, declare that I am familiar with the Japanese and English languages, and to the best of my knowledge and belief, the attached is a true and faithful English translation made by me of the substantial portions of the accompanying certified copy of the closed register of Research Development Corporation of Japan (*Shin-gijutsu Jigyodan*).

Singed this 19th day of December, 1997



Katsumi SUGIURA

- (1) Name: Research Development Corporation of Japan
- (2) Principal Office: 4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken
- (3) Matters Concerning Officers:
- (4) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to
- (5) Chief Director: Nobuhisa AKABANE
- (6) Re-appointed on August 13, 1990
- (7) Resigned on April 15, 1994 (Registered on April 26,
1994)
- (8) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to
- (9) Managing Director: Masahiro KAWASAKI
- (10) Inaugurated on July 16, 1991
- (11) Address: 5-387, Heiwadai, Nagareyama-shi, Chiba-ken
- (12) Chief Director: Hiromichi MATSUDAIRA
- (13) Inaugurated on April 16, 1994 (Registered on April 26,
1994)
- (14) Date of establishment of corporation: July 1, 1961
- (15) Cause and date of creation of this registration paper:
The principal office moved from 2-5-2, Nagata-cho, Chiyoda-
ku, Tokyo-to on March 12, 1994
- (16) Registered on March 24, 1994
- (17) Name: Research Development Corporation of Japan
- (18) Other Matters:
- (19) Capital:
- (20) Capital:
- (21) Changed on March 31, 1994 (Registered on April 14,

1994)

(22) Capital:

(23) Changed on July 28, 1994 (Registered on July 28, 1994)

(24) Capital:

(25) Changed on August 31, 1994 (Registered on August 31, 1994)

(26) Capital:

(27) Changed on October 5, 1994 (Registered on October 18, 1994)

(28) Capital:

(29) Changed on November 4, 1994 (Registered on November 16, 1994)

(30) Capital:

(31) Changed on December 5, 1994 (Registered on December 15, 1994)

(32) Capital:

(33) Changed on December 26, 1994 (Registered on January 6, 1995)

(34) Capital:

(35) Changed on January 30, 1995 (Registered on February 1, 1995)

(36) Capital:

(37) Changed on February 28, 1995 (Registered on March 10, 1995)

(38) Capital:

(39) Changed on April 5, 1995 (Registered on April 11, 1995)

(40) Capital:

(41) Changed on July 7, 1995 (Registered on July 18, 1995)

(42) Capital:

(43) Changed on August 4, 1995 (Registered on August 14, 1995)

(44) Capital:

(45) Changed on August 25, 1995 (Registered on September 8, 1995)

(46) Capital:

(47) Changed on October 16, 1995 (Registered on October 25, 1995)

(48) Capital:

(49) Changed on November 6, 1995 (Registered on November 8, 1995)

(50) Capital:

(51) Changed on December 5, 1995 (Registered on December 6, 1995)

(52) Capital:

(53) Changed on December 26, 1995 (Registered on January 5, 1996)

(54) Capital:

(55) Changed on February 1, 1996 (Registered on February 7, 1996)

(56) Capital:

(57) Changed on March 3, 1996 (Registered on March 6, 1996)

(58) Capital:

(59) Changed on March 27, 1996 (Registered on March 28, 1996)

(60) Capital:

(61) Changed on July 11, 1996 (Registered on July 25, 1996)

(62) Capital:

(63) Changed on September 10, 1996 (Registered on September 12, 1996)

(64) Research Development Corporation of Japan was dissolved on October 1, 1996 in accordance with Rule 8-1 of the Japan Science and Technology Corporation Law (Act No. 27 of 1996).

(65) Registered on October 23, 1996 (Closed on the same day)

(66) This is a certified copy of the closed register.

(67) July 3, 1997

(68) The Urawa Legal Affairs Bureau

(69) Registrar: Nobumitsu TAKAHASHI

(1)
枚数

名称

科学技術振興事業団

平成 年 月 日変更
平成 年 月 日登記平成 年 月 日変更
平成 年 月 日登記

主たる事務所

(2)

埼玉県川口市本町四丁目1番8号

平成 年 月 日
平成 年 月 日登記平成 年 月 日
平成 年 月 日登記平成 年 月 日
平成 年 月 日登記

(3)

役員に関する事項

年 月 日

年 月 日

原 因

原 因

登 記 年 月 日

登 記 年 月 日

(5)

神奈川県横浜市旭区
本村町89番地の8

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(4)

理事長 中村 守孝

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日登記

申請人印



名称・役員欄 / 丁

役員に関する事項	年	月	日	年	月	日
	原 因			原 因		
	登 記	年	月 日	登 記	年	月 日
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記

法人成立の年月日 年 月 日

登記用紙を起した事由及び年月日 } (6)

設立 (7)

平成 8 年 10 月 / 日 登記

印 登 法 一 四 〇



商号 名称 科学技術振興事業団

(8)

(9) その他の事項

(10) 資本金 金 ~~200,162,127,100円~~

(11) 資本金 金 ~~201,262,127,100円~~

(12) 平成8年12月20日変更 平成9年1月8日 登記 

(13) 資本金 金 ~~211,522,127,100円~~

(14) 平成8年12月25日 ^{変更}登記 平成9年1月17日 登記 

(15) 資本金 金 ~~211,618,427,100円~~

(16) 平成9年1月27日変更 平成9年2月6日 登記 

(17) 資本金 金 ~~216,868,427,100円~~

(18) 平成9年1月30日変更 平成9年2月17日 登記 

(19) 資本金 金 ~~222,118,427,100円~~

(20) 平成9年2月27日変更 平成9年3月11日 登記 

(21) 資本金 金 ~~223,818,927,100円~~

(22) 平成9年3月21日変更 平成9年4月7日 登記 

(23) 資本金 金 ~~230,885,927,100円~~

(24) 平成9年3月25日変更 平成9年4月7日 登記 

目 的 欄
予 備 欄

/ 丁

登記章印



PATENT

REEL: 011987 FRAME: 0586

商号 名称 科学技術振興事業団

(25)

番号

(26)

支店たる事務所

店

/ 東京都千代田区四番町5番地3

(27)

原因及び年月日

登記年月日

平成8年10月15日設置

平成8年10月17日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

平成 年 月 日

平成 年 月 日登記

支店欄 / 丁

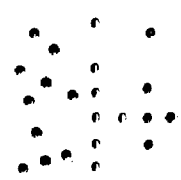
登記官印

PATENT

REEL: 011987 FRAME: 0587

2007/1/1

号	支 送 たる 事務所 名	原 因 及 び 年 月 日			
		登 記	年	月	日
(28)		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
		平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
	(29) これは登記簿の謄本である	平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記
	(30) 平成9年7月3日	平成	年	月	日
		平成	年	月	日
	(31) 浦和地方法務局	平成	年	月	日
		平成	年	月	日
	(32) 登記官 高橋 伸允	平成	年	月	日
		平成	年	月	日 登記



Registration No. 732 of 1997

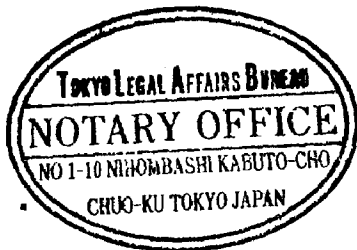
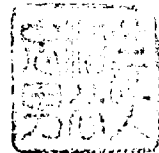
NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that Mr. Katsumi Sugiura
has affixed his signatures in my very presence to the
attached documents.

Dated this 19th day of December , 1997 .

Tadao Kasuya

Tadao Kasuya



Notary, attached to
The Tokyo Legal Affairs Bureau.
No. 1 - 10, Nihombashi, Kabuto - cho,
Chuo - ku, Tokyo, Japan.

枚数	名 称	
	(1) 新技術事業団	
金		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日変更
		平成 年 月 日登記
主たる事務所		
	(2) 埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
		平成 年 月 日登記
		平成 年 月 日
(3)	役員に関する事項	年 月 日 年 月 日
		原 因 原 因
		登 記 年 月 日 登 記 年 月 日
(4)	東京都田無市本町 2丁目12番23号 (6)	平成 7 年 8 月 13 日 平成 6 年 4 月 15 日
		重 任 (7) 辞 任 (8)
(5)	理事長 赤羽信久	平成 年 月 日登記 平成 6 年 4 月 26 日登記
(8)	東京都小平市小川町 1丁目755番2-516号 (10)	平成 3 年 7 月 16 日 平成 年 月 日
		就 任
(9)	専務理事 川崎雅弘	平成 年 月 日登記 平成 年 月 日登記
(11)	千葉県流山市平和台 5丁目387番地 (13)	平成 6 年 4 月 16 日 平成 年 月 日
		就 任
申請人印	理事長 松平寛通	平成 6 年 4 月 26 日登記 平成 年 月 日登記

名称・役員欄 / 丁

(12)

役員に関する事項	年	月	日	年	月	日
	原		因	原		因
	登	記	年 月 日	登	記	年 月 日
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記
	平成	年	月 日	平成	年	月 日
	平成	年	月 日登記	平成	年	月 日登記

(14)

法人成立の年月日

昭和 36 年 7 月 7 日

登記用紙を起した事由及び年月日

平成 6 年 3 月 12 日 東京都千代田区永田町 5 丁目 5 番 1 号 から
主たる事務所移転

平成 6 年 3 月 24 日 登記



印登法一四〇

(16)

PATENT

REEL: 011987 FRAME: 0591

(17) 号 名称 新技術事業団

(18) 1) 其他の事項

(19) (資本金) 金 86,013,637.000円

(20) (資本金) 金 88,154,637.000円

(21) 平成6年3月31日変更 平成6年4月14日登記

(22) (資本金) 金 90,054,637.000円

(23) 平成6年7月28日変更 平成6年7月28日登記

(24) (資本金) 金 91,054,637.000円

(25) 平成6年8月31日変更 平成6年8月31日登記

(26) (資本金) 金 92,054,637.000円

(27) 平成6年10月5日変更 平成6年10月18日登記

(28) (資本金) 金 93,054,637.000円

(29) 平成6年11月4日変更 平成6年11月16日登記

(30) (資本金) 金 94,054,637.000円

(31) 平成6年12月5日変更 平成6年12月15日登記

(32) (資本金) 金 95,554,637.000円

(33) 平成6年12月26日変更 平成7年1月6日登記

(34) (資本金) 金 96,554,637.000円

(35) 平成7年1月30日変更 平成7年2月1日登記

(36) (資本金) 金 97,754,637.000円

(37) 平成7年2月28日変更 平成7年3月10日登記

(38) (資本金) 金 99,544,637.000円

(39) 平成7年4月5日変更 平成7年4月11日登記

(40) (資本金) 金 101,444,637.000円

(41) 平成7年7月7日変更 平成7年7月18日登記



目的一欄
予備欄

/ 丁

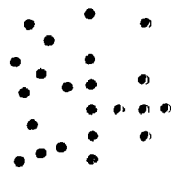


(42)	(資本金)	金 102,444,637,000 円	
(43)	平成 7 年 8 月 4 日 変更	平成 7 年 8 月 14 日	登記
(44)	(資本金)	金 103,444,637,000 円	
(45)	平成 7 年 8 月 25 日 変更	平成 7 年 9 月 3 日	登記
(46)	(資本金)	金 104,744,637,000 円	
(47)	平成 7 年 10 月 16 日 変更	平成 7 年 10 月 25 日	登記
(48)	(資本金)	金 105,944,637,000 円	
(49)	平成 7 年 11 月 6 日 変更	平成 7 年 11 月 8 日	登記
(50)	(資本金)	金 107,544,637,000 円	
(51)	平成 7 年 12 月 5 日 変更	平成 7 年 12 月 6 日	登記
(52)	(資本金)	金 109,994,637,000 円	
(53)	平成 7 年 12 月 26 日 変更	平成 8 年 1 月 5 日	登記
(54)	(資本金)	金 113,244,637,000 円	
(55)	平成 8 年 2 月 1 日 変更	平成 8 年 2 月 7 日	登記
(56)	(資本金)	金 118,888,637,000 円	
(57)	平成 7 年 3 月 6 日 変更	平成 8 年 3 月 6 日	登記
(58)	(資本金)	金 123,971,637,000 円	
(59)	平成 6 年 3 月 27 日 変更	平成 8 年 3 月 28 日	登記
(60)	(資本金)	金 125,539,637,000 円	
(61)	平成 8 年 7 月 11 日 変更	平成 8 年 7 月 25 日	登記
(62)	(資本金)	金 128,739,637,000 円	
(63)	平成 8 年 9 月 10 日 変更	平成 8 年 9 月 12 日	登記
4)	平成 8 年 10 月 1 日 科学技術振興事業団法 (平成 8 年法律第 27 号) (附則第 8 条第 1 項の規定により解散)		
65)	— (平成 8 年 10 月 23 日 登記	同日閉鎖)	

印登商九〇

01187

1



(66) これは閉鎖登記簿の謄本である。

1

(67) 平成9年 7月 3日

(68) 浦和地方法務局

(69) 登記官 高橋 伸 允



- (1) Name: Research Development Corporation of Japan
- (2) Changed on October 1, 1989
- (3) Registered on October 6, 1989
- (4) Principal Office:
- (5) Matters Concerning Officers:
- (6) Inaugurated on August 13, 1986 (Registered on September 2, 1986)
- (7) Retired on June 30, 1989 (Registered on July 13, 1989)
- (8) Inaugurated on July 1, 1989 (Registered on July 13, 1989)
- (9) Resigned on July 15, 1991 (Registered on July 22, 1991)
- (10) September 2, 1986
- (11) Inaugurated on July 16, 1991 (Registered on July 22, 1991)
- (12) Chief Director: Nobuhisa AKABANE
- (13) Address: 2-12-23, Honmachi, Tanashi-shi, Tokyo-to
- (14) Re-appointed on August 13, 1990 (Registered on March 15, 1993)
- (15) Managing Director: Masahiro KAWASAKI
- (16) Address: 1-755-2-516, Ogawa-cho, Kodaira-shi, Tokyo-to
- (17) Address changed on February 26, 1992 (Registered on March 15, 1993)
- (18) Date of establishment of corporation: July 1, 1961
- (19) Name: Research Development Corporation of Japan
- (20) Other Matters:
- (21) Capital:



(22) Changed on February 17, 1987 (Registered on February 17, 1987)

(23) Capital:

(24) Changed on March 27, 1987 (Registered on April 3, 1987)

(25) Capital:

(26) Changed on July 10, 1987 (Registered on July 21, 1987)

(27) Capital:

(28) Changed on August 7, 1987 (Registered on August 11, 1987)

(29) Capital:

(30) Changed on September 11, 1987 (Registered on September 21, 1987)

(31) Capital:

(32) Changed on October 9, 1987 (Registered on October 13, 1987)

(33) Capital:

(34) Changed on November 6, 1987 (Registered on November 11, 1987)

(35) Capital:

(36) Changed on December 11, 1987 (Registered on December 21, 1987)

(37) Capital:

(38) Changed on January 8, 1988 (Registered on February 4, 1988)

(39) Capital:

(40) Changed on February 5, 1988 (Registered on February 10, 1988)

(41) Capital:

(42) Changed on March 28, 1988 (Registered on March 30, 1988)

(43) February 17, 1987

(44) Capital:

(45) Changed on June 24, 1988 (Registered on July 7, 1988)

(46) Capital:

(47) Changed on July 22, 1988 (Registered on July 26, 1988)

(48) Capital:

(49) Changed on August 22, 1988 (Registered on August 24, 1988)

(50) Capital:

(51) Changed on September 26, 1988 (Registered on September 28, 1988)

(52) Capital:

(53) Changed on October 24, 1988 (Registered on October 27, 1988)

(54) Capital:

(55) Changed on November 24, 1988 (Registered on November 30, 1988)

(56) Capital:

(57) Changed on December 21, 1988 (Registered on December 23, 1988)

(58) Capital:

(59) Changed on January 25, 1989 (Registered on January 27, 1989)

(60) Capital:

(61) Changed on February 21, 1989 (Registered on March 2, 1989)

(62) Capital:

(63) Changed on March 24, 1989 (Registered on March 29, 1989)

(64) Capital:

(65) Changed on June 22, 1989 (Registered on July 4, 1989)

(66) Capital:

(67) Changed on July 25, 1989 (Registered on July 27, 1989)

(68) Capital:

(69) Changed on September 4, 1989 (Registered on September 5, 1989)

(70) Name: Research Development Corporation of Japan

(71) Other Matters:

(72) Capital:

(73) Changed on September 26, 1989 (Registered on October 3, 1989)

(74) Capital:

(75) Changed on October 31, 1989 (Registered on November 2, 1989)

(76) Capital:

(77) Changed on December 12, 1989 (Registered on December 18, 1989)

(78) Capital:

(79) Changed on December 26, 1989 (Registered on January 9, 1990)

(80) Capital:

(81) Changed on February 7, 1990 (Registered on February 16, 1990)

(82) Capital:

(83) Changed on March 2, 1990 (Registered on March 8, 1990)

(84) Capital:

(85) Changed on March 31, 1990 (Registered on April 12, 1990)

(86) Capital:

(87) Changed on June 27, 1990 (Registered on June 27, 1990)

(88) Capital:

(89) Changed on August 1, 1990 (Registered on August 2, 1990)

(90) Capital:

(91) Changed on August 29, 1990 (Registered on September 4, 1990)

(92) Capital:

(93) Changed on September 27, 1990 (Registered on October 3, 1990)

(94) Capital:

(95) Changed on November 5, 1990 (Registered on November 8, 1990)

(96) Capital:

(97) Changed on November 30, 1990 (Registered on December 12, 1990)

(98) Capital:

(99) Changed on December 25, 1990 (Registered on January 7, 1991)

(100) Capital:

(101) Changed on January 31, 1991 (Registered on February 1, 1991)

(102) Capital:

(103) Changed on March 4, 1991 (Registered on March 7, 1991)

(104) Capital:

(105) Changed on April 2, 1991 (Registered on April 4, 1991)

(106) Capital:

(107) Changed on July 3, 1991 (Registered on July 10, 1991)

(108) Capital:

(109) Changed on August 2, 1991 (Registered on August 6, 1991)

(110) Capital:

(111) Changed on September 5, 1991 (Registered on September 5, 1991)

(112) Capital:

(113) Changed on September 27, 1991 (Registered on October 4, 1991)

(114) Capital:

(115) Changed on October 31, 1991 (Registered on November 13, 1991)

(116) Capital:

(117) Changed on November 29, 1991 (Registered on December 10, 1991)

(118) Capital:

(119) Changed on January 7, 1992 (Registered on January 13, 1992)

(120) Name: Research Development Corporation of Japan

(121) Other Matters:

(122) Capital:

(123) Changed on January 30, 1992 (Registered on February 5, 1992)

(124) Capital:

(125) Changed on February 27, 1992 (Registered on March 2, 1992)

(126) Capital:

(127) Changed on March 27, 1992 (Registered on April 3, 1992)

(128) Capital:

(129) Changed on June 29, 1992 (Registered on July 6, 1992)

(130) Capital:

(131) Changed on August 3, 1992 (Registered on August 3, 1992)

(132) Capital:

(133) Changed on August 31, 1992 (Registered on September 1, 1992)

(134) Capital:

(135) Changed on October 1, 1992 (Registered on October 2, 1992)

(136) Capital:

(137) Changed on November 6, 1992 (Registered on November 9, 1992)

(138) Capital:

(139) Changed on December 3, 1992 (Registered on December 3,

1992)

(140) Capital:

(141) Changed on January 6, 1993 (Registered on January 7, 1993)

(142) Capital:

(143) Changed on January 28, 1993 (Registered on January 29, 1993)

(144) Capital:

(145) Changed on February 24, 1993 (Registered on March 3, 1993)

(146) Capital:

(147) Changed on March 26, 1993 (Registered on March 29, 1993)

(148) Capital:

(149) Changed on June 25, 1993 (Registered on June 28, 1993)

(150) Capital:

(151) Changed on July 28, 1993 (Registered on July 29, 1993)

(152) Capital:

(153) Changed on August 30, 1993 (Registered on September 6, 1993)

(154) Capital:

(155) Changed on September 29, 1993 (Registered on October 1, 1993)

(156) Capital:

(157) Changed on October 27, 1993 (Registered on November 2, 1993)

(158) Capital:

(159) Changed on November 24, 1993 (Registered on December 9, 1993)

(160) Capital:

(161) Changed on December 28, 1993 (Registered on January 5, 1994)

(162) Capital:

(163) Changed on January 28, 1994 (Registered on February 2, 1994)

(164) Capital: 86,013,637,000 yen

(165) Changed on February 25, 1994 (Registered on March 4, 1994)

(166) Principal Office:

4-1-8, Honmachi, Kawaguchi-shi, Saitama-ken

Moved on March 12, 1994

Registered on March 25, 1994

Closed on the same day

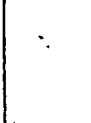
(167) This is a certified copy of the closed register.

(168) July 3, 1997

(169) The Tokyo Legal Affairs Bureau

(170) Registrar: Katsuhiko IWASA

(i)

枚数	名称		新技術開発事業団	
 	新技術事業団		(2) 平成元年 10月1日 変更	(3) 平成元年 10月6日 登記
			昭和 年 月 日 変更	昭和 年 月 日 登記
	主たる事務所		3 東京都千代田区永田町2丁目5番2号	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 登記	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 登記	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 登記	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 登記	
		昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 登記	
(5)	役員に関する事項	年 月 日	年 月 日	
	原 因	原 因		
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日		
	東京都目黒市本町2丁目7番23号	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
	理事長 赤羽信久	昭和 年 月 日 登記	昭和 年 月 日 登記	
	東京都目黒区青葉台4丁目5番17-702号	昭和 61年 8月 13日 (7)	平成元年 6月30日	
	専務理事 松川安	昭和 61年 9月 2日	平成元年 7月13日	
	東京都千代田区四番町8丁目3番302号	平成元年 2月1日 (9)	平成3年 7月15日	
	専務理事 後藤優	平成元年 7月13日	平成3年 7月22日	
申請人印	名称・役員欄	5丁3丁4丁	昭和 61年 9月 2日	日法規4条3項移記
				

PATENT

役員に関する事項	年	月	0	日	年	月	日				
	原				因						
	登	記	年	月	日	登	記	年	月	日	
東京都中野区上高田5丁目5番2号 (11)	昭和	3	年	7	月	16	日	昭和	年	月	日
専務理事 川崎 牙佳弘	昭和	3	年	7	月	22	日	昭和	年	月	日
(13) 東京都田無市本町2丁目2番23号 (14)	昭和	2	年	8	月	13	日	昭和	年	月	日
(12) 理事長 赤羽 信久	昭和	5	年	3	月	15	日	昭和	年	月	日
(16) 東京都小平市小川町1丁目755番-2-516号 (17)	昭和	4	年	2	月	26	日	昭和	年	月	日
(15) 専務理事 川崎 牙佳弘	昭和	5	年	3	月	15	日	昭和	年	月	日
	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
(18)	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日			
法人成立の年月日 昭和 36 年 7 月 1 日											
登記用紙を起こした事由及び年月日											
昭和 年 月 日 登記											

商号(名称)	新技術開発事業団		
(19)	新技術事業団		
(20)その他の事項			
(21)(資本金)	金34,421,637,000円		
	資本金 金35,021,637,000円		
(22)	昭和62年2月17日変更 昭和62年2月17日登記		
(23)(資本金)	金35,391,637,000円		
(24)	昭和62年3月27日変更 昭和62年4月3日登記		
(25)(資本金)	金35,641,637,000円		
(26)	昭和62年7月10日変更 昭和62年7月21日登記		
(27)(資本金)	金36,441,637,000円		
(28)	昭和62年8月7日変更 昭和62年8月11日登記		
(29)(資本金)	金36,791,637,000円		
(30)	昭和62年9月11日変更 昭和62年9月21日登記		
(31)(資本金)	金37,091,637,000円		
(32)	昭和62年10月9日変更 昭和62年10月13日登記		
(33)(資本金)	金37,741,637,000円		
(34)	昭和62年11月6日変更 昭和62年11月11日登記		
(35)(資本金)	金38,291,637,000円		
(36)	昭和62年12月11日変更 昭和62年12月21日登記		
(37)(資本金)	金38,891,637,000円		
(38)	昭和63年1月8日変更 昭和63年2月4日登記		
(39)(資本金)	金39,491,637,000円		
(40)	昭和63年2月5日変更 昭和63年2月10日登記		
(41)(資本金)	金39,763,637,000円		
(42)	昭和63年3月28日変更 昭和63年3月30日登記		

申請人印

一 冊

4丁

登記官印

13丁

昭和62年2月17日 法第4条2項移

(43)

PATENT

REEL: 011987 FRAME: 0606

(44) (資本金) 金 ~~41,763,637.000円~~

(45) (昭和 63 年 6 月 24 日変更 昭和 63 年 7 月 7 日登記)

東

(46) (資本金) 金 ~~40,573,637.000円~~

(47) (昭和 63 年 7 月 22 日変更 昭和 63 年 7 月 26 日登記)

東

(48) (資本金) 金 ~~41,113,637.000円~~

(49) (昭和 63 年 8 月 22 日変更 昭和 63 年 8 月 24 日登記)

東

(50) (資本金) 金 41,763,637.000円

(51) (昭和 63 年 9 月 26 日変更 昭和 63 年 9 月 28 日登記)

東

(52) (資本金) 金 ~~42,263,637.000円~~

(53) (昭和 63 年 10 月 24 日変更 昭和 63 年 10 月 27 日登記)

東

(54) (資本金) 金 ~~42,963,637.000円~~

(55) (昭和 63 年 11 月 24 日変更 昭和 63 年 11 月 26 日登記)

東

(56) (資本金) 金 ~~43,563,637.000円~~

(57) (昭和 63 年 12 月 21 日変更 昭和 63 年 12 月 23 日登記)

東

(58) (資本金) 金 ~~43,963,637.000円~~

(59) (平成 元年 1 月 25 日変更 平成 元年 1 月 27 日登記)

東

(60) (資本金) 金 ~~44,263,637.000円~~

(61) (平成 元年 2 月 21 日変更 平成 元年 3 月 2 日登記)

東

(62) (資本金) 金 ~~44,882,637.000円~~

(63) (平成 元年 3 月 24 日変更 平成 元年 3 月 29 日登記)

東

(64) (資本金) 金 44,882,637.000円

(65) (平成 元年 6 月 22 日変更 平成 元年 7 月 4 日登記)

東

(66) (資本金) 金 ~~45,382,637.000円~~

(67) (平成 元年 7 月 25 日変更 平成 元年 7 月 27 日登記)

東

(68) (資本金) 金 ~~46,082,637.000円~~

(69) (平成 元年 9 月 4 日変更 平成 元年 9 月 5 日登記)

東

商号(名称) 新技術開発事業団
(70) 新技術事業団

(71) その他の事項

(72) (資本金) 金 46,782,637.000 円

(73) (平成 元年 9 月 26 日変更 平成 元年 10 月 3 日登記) 

(74) (資本金) 金 47,382,637.000 円

(75) (平成 元年 10 月 31 日変更 平成 元年 11 月 2 日登記) 

(76) (資本金) 金 48,082,637.000 円

(77) (平成 元年 12 月 12 日変更 平成 元年 12 月 18 日登記) 

(78) (資本金) 金 48,782,637.000 円

(79) (平成 元年 12 月 26 日変更 平成 2 年 1 月 9 日登記) 

(80) (資本金) 金 49,682,637.000 円

(81) (平成 2 年 2 月 7 日変更 平成 2 年 2 月 16 日登記) 

(82) (資本金) 金 50,182,637.000 円

(83) (平成 2 年 3 月 2 日変更 平成 2 年 3 月 8 日登記) 

(84) (資本金) 金 50,444,637.000 円

(85) (平成 2 年 3 月 31 日変更 平成 2 年 4 月 12 日登記) 

(86) (資本金) 金 51,944,637.000 円

(87) (平成 2 年 6 月 27 日変更 平成 2 年 6 月 27 日登記) 

(88) (資本金) 金 52,744,637.000 円

(89) (平成 2 年 8 月 1 日変更 平成 2 年 8 月 2 日登記) 

(90) (資本金) 金 53,444,637.000 円

(91) (平成 2 年 8 月 29 日変更 平成 2 年 9 月 4 日登記) 

(92) (資本金) 金 54,444,637.000 円

(93) (平成 2 年 9 月 27 日変更 平成 2 年 10 月 3 日登記) 

目的一欄
予備欄

5 丁

登記官印

(94) (資本金) 金 ~~54,744,637,000~~ 円

(95) 平成 2 年 11 月 5 日変更 平成 2 年 11 月 8 日登記

(96) (資本金) 金 ~~54,944,637,000~~ 円

(97) 平成 2 年 11 月 30 日変更 平成 2 年 12 月 12 日登記

(98) (資本金) 金 ~~56,244,637,000~~ 円

(99) 平成 2 年 12 月 25 日変更 平成 3 年 1 月 7 日登記

(100) (資本金) 金 ~~57,044,637,000~~ 円

(101) 平成 3 年 1 月 31 日変更 平成 3 年 2 月 1 日登記

(102) (資本金) 金 ~~57,644,637,000~~ 円

(103) 平成 3 年 3 月 4 日変更 平成 3 年 3 月 7 日登記

(104) (資本金) 金 ~~57,719,637,000~~ 円

(105) 平成 3 年 4 月 2 日変更 平成 3 年 4 月 4 日登記

(106) (資本金) 金 ~~59,219,637,000~~ 円

(107) 平成 3 年 7 月 3 日変更 平成 3 年 7 月 10 日登記

(108) (資本金) 金 ~~60,019,637,000~~ 円

(109) 平成 3 年 8 月 2 日変更 平成 3 年 8 月 6 日登記

(110) (資本金) 金 ~~60,719,637,000~~ 円

(111) 平成 3 年 9 月 5 日変更 平成 3 年 9 月 5 日登記

(112) (資本金) 金 ~~61,619,637,000~~ 円

(113) 平成 3 年 9 月 27 日変更 平成 3 年 10 月 4 日登記

(114) (資本金) 金 ~~62,519,637,000~~ 円

(115) 平成 3 年 10 月 31 日変更 平成 3 年 11 月 13 日登記

(116) (資本金) 金 ~~62,719,637,000~~ 円

(117) 平成 3 年 11 月 29 日変更 平成 3 年 12 月 10 日登記

(118) (資本金) 金 ~~63,719,637,000~~ 円

(119) 平成 4 年 1 月 7 日変更 平成 4 年 1 月 13 日登記

印登商九〇

一請入

商号(名称) 新技術事業団

(120)

(121) その他の事項

(122) (資本金) 金 ~~64,819,637,000円~~

(123) 平成 4 年 1 月 30 日変更 平成 4 年 2 月 5 日登記 (西)

(124) (資本金) 金 ~~65,719,637,000円~~

(125) 平成 4 年 2 月 27 日変更 平成 4 年 3 月 2 日登記 (西)

(126) (資本金) 金 ~~66,039,637,000円~~

(127) 平成 4 年 3 月 27 日変更 平成 4 年 4 月 3 日登記 (西)

(128) (資本金) 金 ~~67,439,637,000円~~

(129) 平成 4 年 6 月 29 日変更 平成 4 年 7 月 6 日登記 (西)

(130) (資本金) 金 ~~68,739,637,000円~~

(131) 平成 4 年 8 月 3 日変更 平成 4 年 8 月 3 日登記 (西)

(132) (資本金) 金 ~~69,239,637,000円~~

(133) 平成 4 年 8 月 31 日変更 平成 4 年 9 月 1 日登記 (西)

(134) (資本金) 金 ~~69,739,637,000円~~

(135) 平成 4 年 10 月 1 日変更 平成 4 年 10 月 2 日登記 (西)

(136) (資本金) 金 ~~70,539,637,000円~~

(137) 平成 4 年 11 月 6 日変更 平成 4 年 11 月 9 日登記 (西)

(138) (資本金) 金 ~~71,339,637,000円~~

(139) 平成 4 年 12 月 3 日変更 平成 4 年 12 月 3 日登記 (西)

(140) (資本金) 金 ~~72,539,637,000円~~

(141) 平成 5 年 1 月 6 日変更 平成 5 年 1 月 7 日登記 (西)

(142) (資本金) 金 ~~73,439,637,000円~~

(143) 平成 5 年 1 月 28 日変更 平成 5 年 1 月 29 日登記 (西)

記入印

目的欄
予備欄

6丁

登記官印

(144) (資本金) 金 74,237,637,000円

(145) 平成 5 年 2 月 24 日変更 平成 5 年 3 月 3 日登記

(146) (資本金) 金 75,613,637,000円

(147) 平成 5 年 3 月 26 日変更 平成 5 年 3 月 29 日登記

(148) (資本金) 金 77,313,637,000円

(149) 平成 5 年 6 月 25 日変更 平成 5 年 6 月 28 日登記

(150) (資本金) 金 78,313,637,000円

(151) 平成 5 年 7 月 28 日変更 平成 5 年 7 月 29 日登記

(152) (資本金) 金 79,313,637,000円

(153) 平成 5 年 8 月 30 日変更 平成 5 年 9 月 6 日登記

(154) (資本金) 金 80,513,637,000円

(155) 平成 5 年 9 月 29 日変更 平成 5 年 10 月 1 日登記

(156) (資本金) 金 81,413,637,000円

(157) 平成 5 年 10 月 27 日変更 平成 5 年 11 月 2 日登記

(158) (資本金) 金 82,513,637,000円

(159) 平成 5 年 11 月 24 日変更 平成 5 年 12 月 9 日登記

(160) (資本金) 金 83,713,637,000円

(161) 平成 5 年 12 月 28 日変更 平成 6 年 1 月 5 日登記

(162) (資本金) 金 85,513,637,000円

(163) 平成 6 年 1 月 28 日変更 平成 6 年 2 月 2 日登記

(164) (資本金) 金 86,013,637,000円

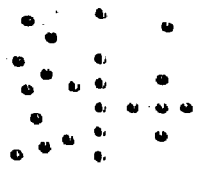
(165) 平成 6 年 2 月 25 日変更 平成 6 年 3 月 4 日登記

(166) 主たる事務所 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 平成 6 年 3 月 12 日移転
 平成 6 年 3 月 25 日登記 同日閉鎖

印登商九〇



1



(167) これは閉鎖登記簿の謄本である。

(168) 平成9年7月3日

(169) 東京法務局

(170) 登記官 岩佐 勝博

